

令和6年1月5日

電気保安法人及び電気管理技術者
各位

中国四国産業保安監督部四国支部
電力安全課長

保安管理業務に係る年次点検の確実な実施について（注意喚起）

日頃より経済産業省の電力保安行政にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、中国四国産業保安監督部四国支部は、電気管理技術者が保安管理業務を受託している事業場において、保安規程に基づく停電年次点検を実施していないことを確認したため、令和5年12月25日に当該電気管理技術者に対し、保安規程の遵守義務及び職務の誠実な実行の義務に違反するものとして厳重注意を行いました。

つきましては、電気保安法人・電気管理技術者の皆様におかれましても、自らの受託する事業場について、停電年次点検を適切に行っているか再確認するとともに、計画的かつ確実に実施するようお願いいたします。

なお、年次点検については、原則として1年に1回、停電により設備を停止状態にして行う点検です。十分な保安水準が確保できる技術的根拠がないにも係わらず勝手な判断で停電点検を延伸することのないようにしてください。

無停電年次点検を導入するには、無停電の年次点検の考え方、マニュアルを整備し、機器が「[主任技術者制度に関するQ&A](#)」に示されている「信頼性が高い機器」及び「4.（7）③ロの各号と同等と認められる点検」の要件を満たしているか随時、確認する必要があります。

「信頼性が高い機器」ではなくなる等、無停電の年次点検の要件を満足しなくなった事業場については、停電を伴う年次点検を毎年実施してください。

今後とも、年次点検を含む保安管理業務の重要性を改めて認識くださいますようお願いいたします。